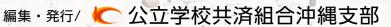


Contents

令和元年度決算概要について・・・・・ 2	短期給付金の種類について・・・・・9
令和 2 年度 保健事業 実施計画・・・・ 4	標準報酬月額について・・・・・・ 10
被扶養者の取消について・・・・・・6	健診事業 (人間ドック等) のご案内・・・11
組合員証等の返却・再交付について・・・フ	歯科健診・婦人科検診のご案内・・・・・12
資格喪失後の医療費返還について・・・・8	The second second



TEL 098 (866) 2720 · (862) 5239 https://www.kouritu.or.jp/okinawa/

令和元年度決算概要について

公立学校共済組合は、全国の公立学校の教職員等を組合員として組織され、東京都千代田区にある本部と、47 の支部(都道府県教育委員会に設置)で構成されています。

支部には、諮問機関として「支部運営審議会」が設置され、毎年度の事業計画並びに予算、決算、その他支部の所管事務に関する重要事項などを審議しています。

令和2年6月17日(水)に開催された運営審議会において、令和元年度公立学校共済組合沖縄支部決算が、承認されました。

組合員数

(令和2年3月31日現在)

	<u> </u>
区分	令和元年度
組合員数	15,273人
被扶養者数	15,929 人

※組合員数のうち任意継続組合員は 188 人です。

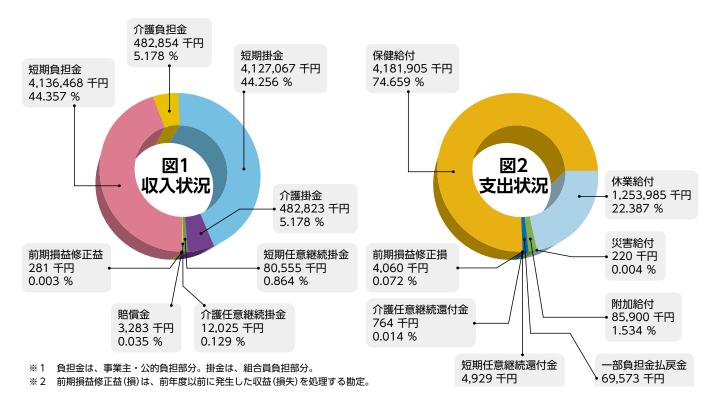
短期給付事業

組合員と被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、その他災害時に関し給付を行っています。

給付の内容には、法律で定められている法定給付(医療費、出産費、埋葬料等)と、共済組合が独自に行う附加給付(家族療養費附加金等で法定給付を補完するもの)及び一部負担金払戻金等があります。

収入は 93 億 2 千 535 万 7 千 229 円で、前年度に対して 3 千 939 万 4 千 802 円の増でした。(短期給付金の支出以外の掛金・負担金、介護掛金・負担金についてはすべて本部へ送金し、老人保健拠出金、退職者医療制度、介護保険、福祉事業の財源等に充当されています。)(図 1)

支出(給付状況)は 56億 133万6千8円で、前年度に対して4千501万2千128円の増でした。(図2)



長期給付事業

組合員に関する、厚生年金や被用者年金一元化前の共済年金、退職等年金給付(年金払い退職給付)等、各公的年金給付を行っています。

収入は 256 億 803 万 2 千 811 円で、前年度に対して 3 億 165 万 9 千 350 円の増でした。収入額は全額、公立 学校共済組合本部へ送金され公的年金の財源となります。

(単位:円)

収入科目	厚生年金保険経理	経過的長期経理	退職等年金経理	
保険料(掛金)	8,672,610,171	_	710,863,097	
負 担 金	12,556,012,228	283,201,549	710,870,336	
追加費用負担金	2,673,809,549	_	_	
前期損益修正益	482,276	160,897	22,708	
各経理小計	23,902,914,224	283,362,446	1,421,756,141	
長期給付合計収入	25,608,032,811			

保健事業

組合員とその家族の健康保持増進、元気回復等を図る目的で、各種の保健事業を行っています。 保健事業の支出額は2億4千345万5千317円でした。

(単位:円、人)

(手座・1) 人和二左右・1 神経経					
	事業	内容	令和元年度	央算額	
	.	金額	人員		
	特定健診(任意継続	組合員・被扶養者)	7,184,068	946	
	特定保健指導(集合	契約等)	5,328,693	_	
 特定健診事業	特定保健指導(民間	委託契約)	8,213,574	_	
付足医砂サ木	特定健康診査(人間	ドック・脳ドック)	157,478,223	8,533	
	その他(実施に係る	諸費用)	389,164	1	
	特定健診等	等事業費 計	178,593,722	-	
	健診事業	1日人間ドック	38,321,657	2,127	
		婦人科検診	5,793,290	1,378	
	器官別検診	脳ドック	678,220	55	
健康管理事業		器官別検診 小計	6,471,510	1,433	
	健康づくり事業(ス	ポーツ施設利用補助等)	11,681,947	12,387	
	その他(健診事業に	係る事務費)	892,549	1	
	健康管理	事業費 計	57,367,663	-	
	へき地組合員関係	診療交通費補助	2,493,917	387	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	へき地組合員関係 小計	2,493,917	387	
		介護講座	700,440	47	
一般事業	研修・見学	生涯生活設計セミナー	1,847,608	482	
	旅行関係	育児支援セミナー	719,246	56	
		研修・文化関係 小計	3,267,294	585	
	その他	研修等交通費補助 研修ポスター	1,732,721	_	
	一般事業	費 計	7,493,932		
合 計 243,455,317 -					

貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合に、貸し付けを行う事業です。

(単位:円)

令 和 元 年 度							
		貸	付 状 況	貸(貸付累計残		
		件 数	金額	件 数	金額		
一 般 貸	付	92	118,400,000	383	339,995,464		
住宅貸付(介護住	宅含む)	7	80,400,000	826	2,387,281,178		
住 宅 災 害	貸付	0	0	0	0		
教 育 貸	付	29	50,737,640	85	125,399,966		
災 害 貸	付	1	2,000,000	1	1,984,131		
医 療 貸	付	3	2,600,000	12	7,237,479		
結 婚 貸	付	5	5,800,000	10	10,077,300		
葬 祭 貸	付	0	0	1	1,043,113		
高額医療	貸付	0	0	0	0		
出 産 貸	付	0	0	0	0		
合	計	137	259,937,640	1,318	2,873,018,631		

令和2年度 保健事業 実施計画 ※今年度当初

健康管理事業

) 建家							ф ф
科目	-	# •	業 :	占				内容
特定健診等事業	特 定 特定健康診査 健 診 ・		○組 • • ○被	全 健診事 それ以 な扶養者	業の 1 外の約 及び任	上75 歳未満の組合員、被扶養者及び任意継続組合員(本人負担なし) 日 日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。 日合員は事業主が実施する定期健康診断より診査結果の提供を受ける。 任意継続組合員 特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は、指定医療機関にて診査を行う。		
業	特定保健指導			導	対方	象	_	特定健康診査の結果に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」の対象となる者。 対象者には「特定保健指導利用券」を発券し、①指定医療機関にて保健指導を受ける。 又は②個別訪問による保健指導を受ける。
			対受期補	象 診 病 助	院間	令和2年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員(1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。) 県内 34 医療機関等 5月~12月 ドック 14,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、令和2年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。)		
1日人間ドック健診事業		町村島町間	対(国頭村]教育委 ドックを	· 診(定 教育 員会、 受診す	3,000円 期健診)分について支部が受託する教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸大・看護大学、市委員会、東村教育委員会、今帰仁村教育委員会、伊是名村教育委員会、北中城村教育委員会、久米多良間村教育委員会、宮古島市教育委員会)管内の小学校・中学校・幼稚園に所属する組合員が人する場合、3,000円を公立共済が補助する。 建診に必要な健診結果を事業主(委託)へ報告する。			
健診事業(特定健康診査も含む		脳ドック	対受期補	象 診 病 助	院間	令和2年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員(1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。) 県内 20 医療機関等 5月~12月 ドック 14,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、令和2年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。)		
含む)	器官別検診		人科村	剣診	対受期補	象 診 病 助	院間	女子組合員全員及び配偶者(被扶養者)全員 (組合員本人については、婦人科検診を実施するドック指定医療機関でのドック受診者は除く。) 那覇市医師会契約医療機関 約50医療機関 6月~12月 子宮がん・乳がん 8,186円、乳がん 3,350円、子宮がん 5,833円 ※年度間1回に限り補助
	歯科健診		対受期補	象 診 病 助	者院	令和2年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員 沖縄県歯科医師会契約医療機関 約300医療機関 6月~10月 歯科健診1回 3,300円(本人負担なし) ※年度間1回に限り補助		
健康づくり事業	建康づくり事業 健康 教育 健康 教育 健康 教育 健康 教育 健康 教育		イ病 るこ の化 セ護 ルの フ予者期 元関者期 健し者期 弐名期 スメ者 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	2ミナー(いきいき健康教室) (沖教済、互助会 共催事業) ※中止 たのための運動指導と食事改善のセミナーを実施する。 組合員及び被扶養者である配偶者 夏季休暇期間中(2回) (元マネジメントセミナー (沖教済、互助会 共催事業) たる基本的な知識を学びながら、リフレッシュ方法を習得するセミナーを実施する。 組合員 夏季休暇期間中(1回) 原セミナー(沖教済、互助会 共催事業) と健康増進のための最新情報や、心を癒す実践方法を習得する健康セミナーを実施する。 組合員及び被扶養者である配偶者 夏季休暇期間中(2回) トー(沖教済、互助会 共催事業) いい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得するセミナーを実施する。 組合員及び被扶養者である配偶者 夏季休暇期間中(2回) トー(沖教済、互助会 共催事業) いい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得するセミナーを実施する。 組合員及び被扶養者である配偶者 夏季休暇期間中(2回) アーリズム(アジア) (沖教済、互助会、日教弘、共催事業) アタルヘルス維持向上を図ることを目的に研修旅行を実施する。 40歳以下の組合員もしくは 41歳以上 50歳以下の組合員 ※アジア 2回 各団 30名				

より一部変更があります。詳しくは赤字をご覧ください。(R2.6 月改正)

	健康指導	メンタルヘルス補助 (互助会へ委託 共催事業) 対 象 者 組合員(リトリート受講の場合 15,850円を補助する。カリキュラム受講の場合 1回につき 2,500円(最大 3回まで)を補助する。) 時 男 冬季休暇期間中
	唯成相等	若年者への特定保健指導 対 象 者 組合員(人間ドック受診者で受診結果が積極的支援相当に該当している年齢が38・39歳の者。) 実 施 機 関 株式会社ベネフィット・ワン
健康づく	健康相談	教職員等のメンタルヘルス相談(互助会へ委託 共催事業) 対 象 者 組合員(1回4,000円を、年度間5回まで補助する。) ※看護大、芸大、市町村費組合員で他互助会加入者は、1回8,000円を補助する。 受診病院県内7医療機関等
くり事業	スポーツ施設 利用補助	対 象 者 組合員 実 施 機 関 スポーツパレス ジスタス (那覇店、浦添店、美里店、ABLO うるま店) スポーク・フィットネスセンター (名護市) N B 沖縄 (南風原町) ※利用人数に制限あり (1度に10人まで)。利用者の入れ替え可能。 組 つ ち に 員 1回、550円(うち消費税50円)で月8回まで利用できる。
		組 合 員 1回、550円(うち消費税50円)で月8回まで利用できる。 自 己 負 担 額 ※9回目からは自己負担1,100円(うち消費税100円)となります。
	スポーツ施設 利用特典	対 象 者 組合員・被扶養者 実 施 機 関 スポーツクラブ ルネサンス・ライカム 24 利 用 特 典 ※当支部からの補助はなし

II一般事業

科目	事 業 名	内容		
	介護講座	介護講座・実技研修 (沖教済、互助会 共催事業) ※中止 介護に関する知識及び実技を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員 時 期 夏季休暇期間中(1回)		
教養・立	= / 7 + / 7	<u>生涯生活設計セミナー (県、沖教済、互助会、学校生協 共催事業) ※中止</u> ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員 時 期 夏季休暇期間中(対象年齢:39歳以下 1回、40~49歳 1回、50~58歳 1回)		
文				
	子育て支援	育児支援セミナー (沖教済、互助会 共催事業) 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 育児休業中組合員 時 期 10月中(1回)		
へき地組	診療・補助 4・5級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で診療を(診療交通費等補助) 場合及び支部事業で開催する講座等に参加する場合に、何れも片道分の交通費を年度間3回を限度として補助			
ジ 焼 桶 切 4・5級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地は				
その出	予防接種補助	インフルエンザ予防接種補助 (互助会、共催事業) 対 象 者 組合員 補 助 額 1,000円を、年度間1回に限り補助する。		
の他関係	研修等交通費補助	当支部主催の研修事業(セミナー関係)等に受講する際の那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として補助する。 対 象 者 宮古・八重山地区所属の組合員 補 助 額 8,000円以内		

【新規事業】

①人間ドック・脳ドック事業 定期健診公立共済負担(3千円)補助対象所属として、宮古島市教育委員会を追加

(令和2年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員で年度間1回、補助額:3,300円で本人負担はなし) ②歯科健診補助を新設 ③若年者対象特定保健指導 対象者:38・39歳の組合員で人間ドックを受診した結果特定保健指導の「積極的支援」に該当する組合員

株式会社ベネフィット・ワンで特定保健指導を受けることができる(本人負担はなし)

【見直した事業】

①スポーツ施設を追加 (組合員、被扶養者が利用特典を受けることができる)

施設名:ルネサンス・ライカム 24(利用特典:月額会員割引等) 支部からの補助はなし

②若年者向け生涯生活設計セミナー (今年度限りの試験的実施)

③メンタルヘルスツーリズム(アジア) 対象者の年齢制限を 41 歳以上 50 歳以下の枠を新設

④メンタルヘルス補助 受講カリキュラムを全6回から3回へ縮小したことに伴い、15,850円から7,500円へ補助額変更。また一回受講

ごとに補助申請可能。

5健康管理支援補助 補助対象健診事業に歯科健診を追加

一部研修事業を中止 ⑥夏季研修事業

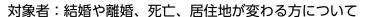
****ではこういでままます。

既に被扶養者として認定されている方が認定要件を欠くことになった場合、資格は自動で喪失いたしま せん。下記のとおり必要な手続きをとってください。

なお、取消日以降に給付(診療等)を受けているときは、当組合負担分の給付相当額や 医療費を返還しなければならないので、手続きを遅滞なく行ってください。

対象者:職の有無に係わらず何らかの収入がある方 又は収入が見込まれる方について

取消事由	例	取消日
就職	アルバイト先で勤務期間の途中から健康保険が適用されたとき や、就職日から健康保険が適用されるとき等	就職日 ※健康保険の適用日
	雇用契約内容で月額 108,334 円以上が見込まれるアルバイト先で就業したとき	就業日
	月額所得が変動する者で、就業中に 3 か月連続で月額 108,334 円以上の収入を得たとき(障害年金又は 60 歳以上の公的年金受 給者は月額 15 万円以上)	3 か月目 給与支給日の翌日
収入超過	日額 3,612 円の雇用保険の失業給付を受給したとき	雇用保険の認定 (支給) 期間の初日
	事業等の所得が確定申告により 130 万円以上と判明したとき	税務署の受付日又は 電子申請受付日
	年金の決定・改定等により所得額が 130 万円以上となったとき (障害年金又は 60 歳以上の公的年金受給者は 180 万円以上)	通知受領日
	株等の譲渡収入(譲渡価額 - 取得価額)が年間 130 万円以上と判明したとき	確定申告日又は特定 口座年間取引報告書 の受領日



取消事由	例	取消日
婚姻	扶養に入れている方が結婚したとき	婚姻曰
離婚	扶養に入れている配偶者と離婚したとき	離婚の届出日の翌日
死亡	扶養に入れている親族が死亡したとき	死亡日の翌日
別居	同居要件のある親族(配偶者の父母や兄弟等)が組合員と別居し たとき	別居した日
国内居住要件	国内居住要件の例外(留学、海外赴任への同行等)に該当しなく なったとき	該当しなくなった日

対象者:その他の理由で扶養手当の認定が取消になった方

取消事由	例	取消日
その他	組合員と配偶者の収入逆転に伴う扶養替え等	扶養手当の取消の 事実発生年月日

今回掲載したものは健康保険上の取消事由となっております。 扶養手当が出ている方については、扶養手当の取消事由も別に ありますのでご確認ください。



組合員証等の返却について ∞

既に資格喪失された方で組合員証等を返却していない方や番号変更などで新しい証が交付され、まだ前の証を返却されていない方については、速やかに当支部まで各種証を返却いただくようお願いします。

返却する前に証を紛失した場合

所属所を通して「紛失届」を当支部まで提出ください。 紛失届が出ていない場合、証返却がされていない方として督促を行います。

組合員証等の再交付について。

現在も資格のある方が組合員証等を紛失、損傷してしまった場合は、所属所を通して「再交付申請書」 を当支部まで提出ください。

現在有効な証に関して再交付を希望される場合は別途、「紛失届」を提出する必要はありません。

損傷の場合

証の経年劣化等により、氏名や生年月日、資格取得日等の印字が薄くなって内容が読み取れない場合、医療機関等に提示しても保険診療が受けられない場合があります。

交付済みの証の印字を今一度ご確認ください。

損傷が著しく再交付をご希望される場合、「再交付申請書」に損傷した証を添付し返却いただく ようお願いします。

紛失の場合

証の紛失・盗難等により、証がお手元にない場合、組合員証等の効力を停止することはできませんので、速やかに警察に届け出ることをお勧めします。

なお、再交付された後に紛失していた証が発見された場合は、発行日の日付(証の右上にある日付)が古い証を資格担当まで返却してください。

資格喪失後の医療費返還について

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費を一括返還していただきます。

実際に100万円を超える請求事例もありますので、誤って使用しないようご注意ください。

※附加金等が生じている場合は医療費と合わせて返還していただきます。



【総医療費 10 万円の場合】 ※自己負担3割



医療機関

(病院、薬局等)

3万円支払 窓口自己負担分(3割)

7万円支払 保険者 負担分(7割) 公立学校共済組合沖縄支部



※被扶養者が誤って使用した場合でも、返還請求は組合員本人へ行います

請求実績(令和元年度)

件 数 300件

金 額 約 2,200 万円

●共済組合へ資格喪失の届出が遅れた場合は、 資格を遡って喪失することになります。喪失日以降の医療費は全て返還対象になりますので、喪失日が過去に遡るほど高額な

請求になってしまいます。 資格喪失の事由に該当していないか、定期

資格喪失の事由に該当していないか、定期 的に確認してください。



資格喪失した後の医療費は、本来共済組合が負担するべきでない金額だから、返還しないといけないんだね!

じゃあ、返還した後の医療費はどうなるのかな?



資格喪失後に新たに加入した健康保険等に請求できる場合があります

※必要書類や請求可能な金額など詳細については各健康保険で異なりますので、各自で加入先の 健康保険へご確認ください



短期給付金の種類 ~請求手続きが必要です~

給付金を請求するときは、所属所または公立学校共済組合沖縄支部のホームページにある所定の請求書に必要な書類を添えて、所属所(学校等)経由で提出してください。

○給付事由が生じた目の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が 受け取れなくなります。

	給付名	給付の内容	給付額
組合員や被扶養者 が病気やけがをし たとき	療養費 家族療養費	1 やむを得ない事情により組合員証 (被扶養者証)を使用しないで医療機関で 受診したとき。2 保険診療において、保険医が治療上必要と があると認めたとき。 (①関節用装具等治療用装具 ②はり、きゅう、あん摩マッサージの施術)3 海外の医療機関で受診したとき。 (治療を目的として海外で受診した場合は、対象外。)	規定により組合で算定し、かつ実費の 範囲の額の7割 (注:未就学児は8割、70~74歳は8割)
病院などに移送さ れたとき	移送費 家族移送費	組合員または被扶養者が医師の指示により緊急 で病院等に移送され、組合が必要と認めたとき。	最も経済的な経路・方法により移送さ れた場合の費用により算定した額
出産したとき	出産費 (同附加金) 家族出産費 (同附加金)	組合員および被扶養者である家族が出産又は 死産及び妊娠 85 日以上の流産したとき。 双生児以上はその産児ごとに支給	404,000円 (但し産科医療補償制度に加入した出 産の場合は 420,000円) 同附加金 50,000円
	傷病手当金 (同附加金)	組合員が公務外の病気又は負傷の療養により 勤務することができなくなり給料の全部又は 一部が支給されないとき。	傷病手当金支給期間の開始日の属する 月以前の直近の継続した 12 月間の各月 の標準報酬月額の平均額× 1/22 × 2/3
病気・育児・介護	出産手当金	組合員が出産し、出産前 42 日、出産後 56日以内において勤務に服することができない場合で、給料の全部又は一部が支給されていないとき。	傷病手当金と同様
などで勤務できな いとき	休業手当金	組合員の家族の介護などで欠勤し、給料の全 部又は一部が支給されないとき。	標準報酬日額× 50/100 ×日数
	育児休業手当金	組合員が子を養育するため育児休業を取得 し、給料の全部又は一部が支給されないとき。	標準報酬日額× 67/100 × 180 日まで 標準報酬日額× 50/100 ×残日数
	介護休業手当金	組合員が配偶者、父母、子等を介護するため 休業したとき。	標準報酬日額× 67/100 ×日数 (支給期間通算 66 日の範囲内)
災害にあったとき	災害見舞金 (同附加金)	非常災害により組合員の住居や家財に損害を 受けたとき。	損害の程度により算定 標準報酬月額× 0.5 ~ 3 か月
	埋葬料 (同附加金)	組合員が公務によらないで死亡したとき。	埋葬料 50,000 円 同附加金 25,000 円
死亡したとき	家族埋葬料(同附加金)	被扶養者が死亡したとき。	家族埋葬料 50,000 円 同附加金 25,000 円
死亡したとき	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡し たとき。	標準報酬月額× 1
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡 したとき。	標準報酬月額× 0.7

※組合員証・組合員被扶養者証を提示して診療を受けた場合は自動給付されます。

「標準報酬月額」について

Q 共済組合の掛金や保険料ってどんな計算でもとめられているの?





○ 組合員一人一人に、その人の給料や手当の支給額に応じた「標準報酬月額」が決められていて、それに掛金率を乗じて計算しています。

給料月額 教職調整額 通勤手当など



標準報酬月額



掛金率 (保険料率)



掛金 (保険料)

Q 給料って、上がったり下がったり月によって増減があるけど、標準報酬月額も変わるの?





○ 標準報酬月額が変わるタイミングはいくつかありますが、大きくは「定時決定」と「随時改定」のふたつがあります。

●[**定時決定**]とは、毎年4月、5月、6月の報酬の平均額から、9月以降の標準報酬月額を決定するものです。

例罪

現在の標準報酬 月額 34 万円 4月~6月の給料月額や通勤手当 などの平均額

約35万5千円

標準報酬等級表にあてはめると・・・

9 月以降の標準報酬 月額 36 万円

●「随時改定」とは、給料等の額に変更があり、かつ以後連続した3か月間の報酬の平均額が、現在の標準報酬と一定以上の差があるとき、実際の報酬額に合わせるために標準報酬月額を決定するものです。

例

現在の標準報酬 月額 34 万円 固定的給与の変動以後、3か月間の 給料月額や通勤手当などの平均額 約39万円



4か月目以降の標準報酬 月額 38 万円

Q でも、4月、5月、6月は、例年、年度の切り替わりなどで残業が多いけど、それで報酬が上がった場合、掛金が高くなってしまうの?





♪ たまたま忙しくなったのではなく、例年その時期が忙しくて残業が多く、定時決定を行うことで標準報酬月額が上がる場合、それぞれの要件※に該当し、本人の同意と所属所の申立書により、過去1年間の平均額により報酬を決定することができます。これを「保険者算定」といいます。

例

現在の標準報酬 月額 34 万円 6月までの年間平均額36万円

4月~6月までの 平均額41万円



保険者算定 36 万円

※定時決定の保険者算定要件

- ① 4月~6月の報酬により算定した標準報酬月額と前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額に2等級以上の差があること。
- ② 2 等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。

健診事業(人間ドック等)のご案内

【特定健康診査】 被扶養者も健診を!=

◇対象者 40歳~74歳の組合員※及びその被扶養者

※組合員の方は、健診事業の1日人間(脳)ドック又は職場の定期健康診断を受診する ことで受診したこととなります。

【特定保健指導】=

◇対象者 特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、生活習慣を改善できるよう支援していきます。

【人間ドック・脳ドック】 生涯現役、健康達人で「長寿沖縄県」再興を!―

◇受診期間 令和2年5月1日~令和2年12月末日

(夏休み期間・12月は混み合いますので、希望する方は早めに受診されてください。)

◇実施機関 39 医療機関(詳しくは当支部 HP をご覧ください)

◇受診券 ドック受診を希望した組合員には、所属を通して「**受診券」を配付しています**。

受診券及び補助額



人間ドック 17,000円 脳ドック 14,000円

【対象所属】

教育庁本庁及び出先機関、 県立学校、看護大学、芸術大学、 (下記の市町村教育委員会管内学校) 国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、 北中城村、久米島町、多良間村、 宮古島市



人間ドック 14,000円 脳ドック 14,000円

【対象所属】

左記以外の市町村教育 委員会管内学校

《注意》=

○受診の際には、受診券と組合員証をお忘れなく!

ドック受診の際、医療機関に受診券の提出がないと補助を受けることができません。受診券が配付されているか確認し、紛失しないように受診日まで大切に保管してください。

○紛失等により再発行を希望する場合は、「1 日人間ドック・脳ドック再発行(取消)届書」を受診日の 2 週間前までに当支部まで提出してください。

【臨時的任用職員及び会計年度任用職員(フルタイム勤務)の方】

雇用期間が1年以上の方が対象となります。1年未満で組合員資格を喪失した場合は、補助金を返納していただく場合があります。

歯科健診・婦人科検診のご案内



早期発見・早期治療につなげるためにも、歯科健診・婦人科検診を受けましょう!

【歯科健診】 健康なからだは健口(けんこう)から! (歯周病は全身に影響します。)

● 令和 2 年度より 25 歳・30 歳・40 歳・50 歳の組合員へ歯科健診を実施する ことになりました。



● 受診の流れ

受診希望者は、沖縄県歯科医師会会員の歯科医院※へ予約を入れてください。

受診予定日の2週間前までに、当支部へ歯科健診受診申込書※を提出してください。 『歯科質問票及び口腔健診票』を所属所あてに送付します。

受領した『歯科質問票及び口腔健診票』に必要事項を記入してください。

『歯科質問票及び口腔健診票』及び「組合員証」を持参し、受診してください。

※当支部ホームページにて『歯科健診受診申込書』及び医療機関一覧を確認することができます。

● 受診期間

令和 2 年 10 月末日までです!



【婦人科検診】 早期発見が命を守ります!

- 女性組合員*及び被扶養配偶者へ『婦人科検診受診券』を配布しています。 ※人間(脳)ドックを希望している組合員は除く
- 受診の流れ

組合員の場合

受領した『婦人科検診受診券』に 必要事項を記入してください。

被扶養配偶者の場合

郵送された『婦人科検診受診券』に 必要事項を記入してください。

沖縄県産婦人科医会加盟の医療機関*へ予約を入れてください。

『婦人科検診受診券』及び「組合員証」を持参し、受診してください。

- ※ 配布した『婦人科検診のご案内』裏面に医療機関一覧が記載されています。 また、当支部ホームページでも確認することができます。
- 受診期間

令和 2 年 12 月末日までです!



(婦人科検診受診券見本)



- 受診券・『歯科質問票及び口腔健診票』は受診当日に医療機関へご提出ください。 提出が無い場合や受診期間以外に受診した場合は、全額自己負担となります。
- 2 夏休み期間中や受診期間終了前は予約が混み合い受診できないこともあります。 早めに医療機関へ予約し、受診してください。